

|                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| <b>Title</b>       | 近世柳井津の醤油屋仲間と地域市場            |
| <b>Author</b>      | 久角, 健二                      |
| <b>Citation</b>    | 市大日本史. 16 卷, p.81-99.       |
| <b>Issue Date</b>  | 2013-05                     |
| <b>ISSN</b>        | 1348-4508                   |
| <b>Type</b>        | Departmental Bulletin Paper |
| <b>Textversion</b> | Publisher                   |
| <b>Publisher</b>   | 大阪市立大学日本史学会                 |
| <b>Description</b> |                             |

Placed on: Osaka City University

# 近世柳井津の醤油屋仲間と地域市場

久角 健 二

## はじめに

近世の瀬戸内海沿岸の港町、周防国柳井津の社会構造を解明する一環として、本稿では柳井津の醤油醸造業を取り上げ、仲間の存在形態と地域市場の実態に迫ってみたい。

柳井津は近世を通じて岩国藩領に属し、享保二二（一七二七）年に町屋敷数四四〇軒・人口一五七四人、享和二（一八〇二）年に町屋敷数七〇〇軒余の港町である（図1・2）。中世以来の本通筋の町々を中心に、町方は古市・金屋・久保・亀岡・新市の五つの町組に編成され、町役人には惣年寄一名、各町組に町年寄一名ずつ、各町に組頭一〜二名が置かれた。柳井津町奉行は地方の柳井組五ヶ村の代官と兼任し、手子役（補佐役）二名とともに統治にあたった。<sup>①</sup>

柳井津で製造される醤油は、一般に再仕込み醤油と呼ばれるもので、大豆・小麦と塩を主な原材料とする通常の醸造工程を二度繰り返して行うことが特徴である。<sup>②</sup>「甘露醤油」という名称で親しまれ、大正

昭和初期には全国各地のほか満州・台湾などへも出荷されるほどの名産品となった。そうした独特な製法をもつ柳井津の醤油醸造業が確立したのは、少なくとも一八世紀後半までさかのぼるのである。

近世柳井津の産業構造の検討という点では、筆者は以前に、柳井津の主要産業の一つだった絞油業について、油屋仲間の構造や幕府による全国的な流通・市場統制との関係を論じたことがある。<sup>③</sup> 日用の生活必需品だった油の流通は、原料である菜種・綿実の流通も含めて、一八世紀半ばから幕府の強い統制下に置かれ、これが柳井津の油屋仲間のあり方にも大きく影響していた。醤油の場合、こうした幕府による全国的な流通・市場統制は存在しなかった。しかし、醤油醸造業が盛んだった柳井津では、一八世紀後半に岩国藩から醤油口銭（運上銀）賦課という形で統制を加えられることとなり、これにどう対応するのか、が醤油屋仲間にとって大きな問題となっていたのである。このように、幕藩領主の政策が社会に影響を及ぼす側面がある一方で、当然ながら、藩領の枠組みに規定されない商品生産・流通をめぐる多様な社会の実



図2 柳井津周辺広域図 太字が岩国藩領  
『日本歴史地名大系36 山口県の地名』(平凡社、1980年)特別付録・山口県全図を加工

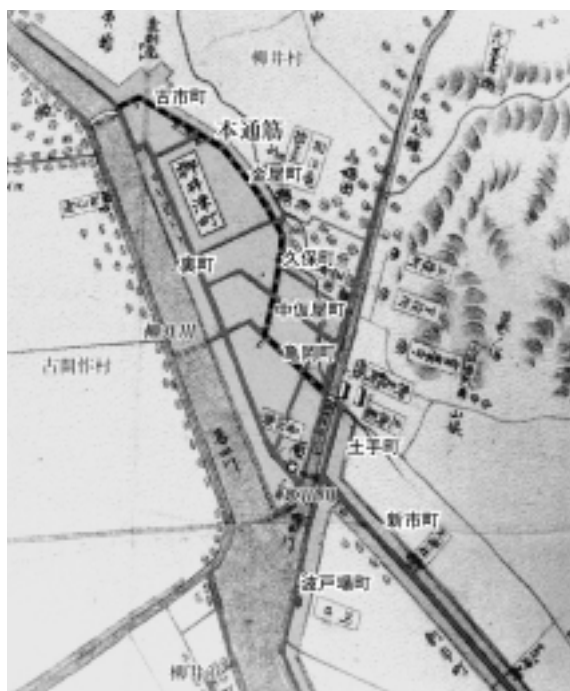


図1 19世紀半ばの柳井津

吉川家寄贈資料目録・藩政史料V3-20-12「岩国領全図(遠崎～柳井・新庄・伊陸・田尻)」(岩国徴古館所蔵)を加工

態もまた広がっていた。その両面を仲間に注目しながら統一的に把握すること、これが本稿の課題の一つである。

課題のもう一つは、柳井津醤油屋仲間の社会的な位置づけである。都市社会の商品生産・流通を担う主体として成長していった醤油屋仲間は、油屋仲間の場合と同じく、一貫して柳井津の都市的中心部だった本通筋の町人による社会的結合でもあった。彼らによって支えられた柳井津の醤油醸造業の内実はいかなるものだったのか、明らかにしてみたい。また彼らを取り結んだ取引関係からは、柳井津を中核とする地域市場の具体相が浮き彫りになるものと思われる。

主に使用する史料は、柳井津土手町の高田家文書である<sup>(4)</sup>。高田家は四代目吉兵衛が享保期に醤油屋を始めて以来、代々これを家業とした。屋号は軀屋(登茂屋)といい、「甘露醤油」の独特な製法を創始したと伝えられる家である<sup>(5)</sup>。

高田家文書を用いた先行研究として、藤重豊氏の研究がある<sup>(6)</sup>。藤重氏は、主に運上銀の変遷から柳井津の醤油醸造業の展開過程を見通し、とくに近世後期に爆発的な人口増加があった萩藩領大島郡の屋代島(周防大島)との関係に注目しつつ、藩領を越えて「柳井津町を核とする局地的市場圏が形成されていた」と指摘している。しかし、そこでの関心は産業規模の問題に収斂しており、具体的な社会関係には踏み込めていないため、今一度史料に立ち返って再考する必要がある。

ところで、これまで醤油醸造業に関する研究は、主として社会経済史の分野で行われてきた<sup>(7)</sup>。一九六〇年代の幕藩制構造論の展開を画期

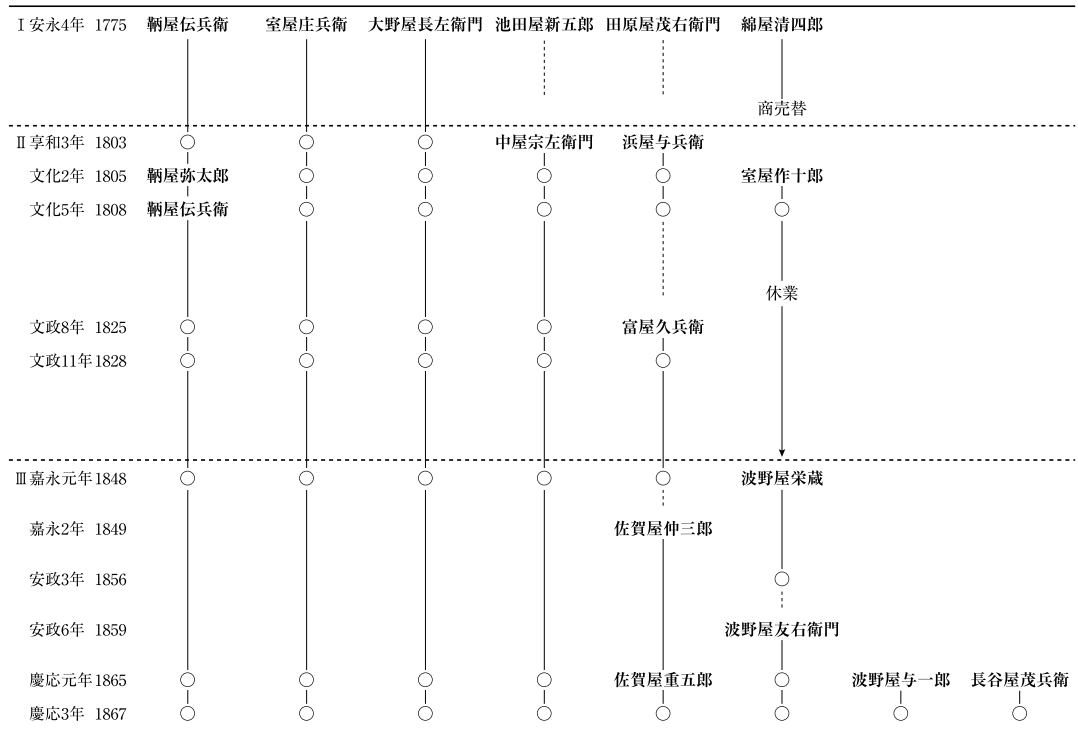


図3 醤油屋仲間の構成員の変遷 高田家文書の諸史料をもとに作成。

として、とくに関東では野田や銚子、関西では龍野・湯浅・小豆島といった、三都との結びつきが強い著名な産地の醤油醸造業を中心に、個別研究が豊富に蓄積されてきている。本稿もそうした研究動向と無関係ではないが、いわゆる「産業史」としてではなく、冒頭に掲げたように、都市社会史の観点に立つて論を進めることとする。

### 一 柳井津醤油屋仲間の構成

#### (1) 構成員の変遷

本稿の検討に先立って、柳井津醤油屋仲間の構成について確認しておきたい。図3は、高田家文書の中で確認できる醤油屋の名前を年代ごとに並べたものである。次節で述べる岩国藩が賦課した醤油口銭の変遷を考慮し、安永四〜享和三（一七七五〜一八〇三）年をⅠ期、享和三〜嘉永元（一八〇三〜四八）年をⅡ期、嘉永元（一八四八）年以降をⅢ期として、あらかじめおおまかに時期を区切って示した。醤油屋のうち、嘉永元年に登場する波戸場町の波野屋栄蔵は、休業中だった室屋作十郎方の「醤油職譲請」、醤油屋を始めたことがわかっている<sup>8)</sup>。また、幕末になって名前が見える波野屋友右衛門は、波野屋栄蔵と同一家の代替わり（または改名）の可能性があるが、詳しくは不明である<sup>9)</sup>。この図3から次のことが確認できる。

まず、安永四年段階で柳井津には醤油屋が六軒存在し、そのうち柳屋伝兵衛・室屋庄兵衛・大野屋長左衛門は幕末まで存続していることである。享和三年から名前が見える中屋宗左衛門をあわせると、四軒

が比較的長期にわたって醤油屋を営んでいた家ということになる。

その一方で構成員の変化を見ると、Ⅰ期の池田屋新五郎・田原屋茂右衛門・綿屋清四郎の三軒の名前が享和三年には見えなくなることがわかる。なかでも綿屋清四郎は、享和三年の仲間の願書（後述）の中で、渡世難渋のため「既二見切候而相止、外商売相始申候」と述べられている。この時期の醤油屋のやや不安定な経営のあり様がうかがわれるのである。Ⅱ期には、休業者も現れるものの、仲間の軒数は五〇六軒と比較的安定していたと考えられる。しかし、Ⅲ期に入ってから幕末の慶応元（一八六五）年には、それまでの五〇六軒から八軒へと軒数が増加している。こうした動向については、醤油口銭の問題とも深く関わっていると思われるので、次節以降で振り返って考察してみたい。

（2）醤油屋の家と経営

ここまで仲間の構成員について概観したが、仲間内の個々の醤油屋は都市社会の中でどのように存在していたのだろうか。高田家（靱屋伝兵衛家）を事例にやや詳しく見ておこう。

天保一一（一八四〇）年の柳井津土手町戸籍における高田家の記載を表1に示した。この年の高田家は、当主が松太郎（八代目）、家族四人と召仕三人が同居していた。この召仕は住み込みで働く店方の奉公人と思われ、三人とも萩藩領大島郡久賀浦の出身だった。

奉公人にかかわって、高田家文書に残る年代不明のある史料を見ておきたい<sup>10</sup>。これは、六兵衛ら一一名が高田家に対して差し出した三ヶ

表1 天保11年土手町戸籍仕出における高田家の記載

| 項   | 目                       | 備考  |
|-----|-------------------------|---|
| 家内  | 高田松太郎                   | 25才、亀岡町組町年寄   |
|     | 妻せき                     | 19才   |
|     | 弟才助                     | 20才   |
|     | 二弟卯市                    | 10才   |
|     | 召仕長兵衛<br>召仕熊吉<br>召仕甚吉   | 大島郡久賀浦出生  |
| 居宅  | 家1軒<br>土蔵2ヶ所            | 梁4間・桁7間半<br>梁3間・桁9間<br>梁4間・桁9間<br>梁3間・桁3間半<br>梁9尺・桁2間<br>梁2間半・桁5間 |
|     | 物置2軒                    |   |
|     | 部屋1軒                    |   |
|     | 貸家                      | 在部（間分3籠）<br>土手町<br>新市町2丁目<br>新市町2丁目                               |
| 御仕成 | 出仕1代<br>町年寄格永代<br>名字唱2代 |   |

出典：高田家文書42「土手町人別宗門并二戸籍仕出」

条の誓約書である。内容は、①当家（高田家）伝来の醤油仕法を一切他言しないこと、②たとえその身にいかなる都合のよいことがあったとしても、他人に（当家伝来の醤油仕法を）教え、当家の差障りになるよう

なことは一切しないこと、③私どもが万一「何方江も参、同様之働」をしたとしても、当家伝授の仕法をもって「右職」は決してしないこと、というものである。彼ら一一名が従事する「右職」が具体的に何を指すのかははっきりしないが、彼らは少なくとも高田家伝来の醤油醸造法に関与していること、また他の醤油屋のところへ行き「同様之働」をする可能性のある存在であることから、後掲史料2に見える「醤油仕込方ニ召仕ひ候漣酌日雇」の労働者と思われる。醤油屋の経営は、こうした日用層を内部に含み込んで成り立っていたのである。

表1に戻ろう。土手町の居宅については、家一軒は通りに面した表側の店＋居住空間で、裏側に醤油醸造のために用いられた土蔵や物置、部屋などが広がっていたものと考えられる。このほか、柳井津の内部や周辺村にあわせて四軒の抱屋敷を所有しており、計六人の借屋人か

ら家賃を徴収していた。なお、この戸籍には所有する田畑の高は記されていないが、高田家文書には田畑の売券状や小作料に関する帳面も残されており、高田家は周辺村の田畑を所有し、小作人から小作料を徴収していた時期もあったようである。<sup>11)</sup>

次に、御仕成とは町人の家格を示すもので、藩に対するさまざまな出銀や年来の勤功などによって藩から与えられるものである。天保一年当時、高田家は出仕一代、町年寄格永代、名字唱二代が、それぞれ藩から免許されていた。町年寄に関しては実際に、五代目伝兵衛が寛政四〜一二（一七九二〜一八〇〇）年に、七代目民之助（改名後吉兵衛）が文政一二〜天保五（一八二九〜三四）年に、八代目松太郎が天保九〜一三（一八三八〜四二）年に、亀岡町組の町年寄を務めている。<sup>12)</sup>

ところで、この高田家の動向の中で見逃せないのは、塩田との関係である。文化七（一八一〇）年、岩国藩の主導により、柳井津に隣接する古開作村地先で塩田の開作（海岸部の埋め立てによる開発）が行われ、塩浜一三軒・面積二四町余の柳井浜が築かれた。この開作にあたって、高田家の六代目伝兵衛は室屋善四郎や小松屋清三郎などの柳井津の有力町人とともに出資したことから、柳井浜の浜年寄に任命され、のちには柳井浜の「永代塩炭問屋株」を免許されたのである。<sup>13)</sup> 醤油醸造に不可欠な原材料である塩の生産に対し、浜年寄として塩田全体の運営に関与していく点は注目されよう。なお、彼自身が塩浜を所有したり経営したりすることはなかったが、柳井浜内の新地に抱屋敷を二軒所有し、塩田の労働者（浜子）と思われる借屋人を住まわせていた。<sup>14)</sup>

以上の検討から、高田家は柳井津の都市社会における有力な大店層の一つとして措定することができよう。ただし、以前に検討したことがある金屋町の大店・小田家（室屋善四郎）のような町屋敷集積は、高田家の場合、それほど見られない。<sup>15)</sup> あくまで、自己の醤油屋経営を基軸に成長していったことが、高田家の特徴といえるのである。

さらに付け加えれば、醤油屋仲間には高田家以外にも有力な町人が存在した。醤油屋の居所に注目すれば、文政一一（一八二八）年段階の六軒について、軀屋伝兵衛が土手町、室屋庄兵衛と休業中の室屋作十郎が金屋町、大野屋長左衛門と富屋久兵衛が古市町、中屋宗左衛門が亀岡町の町人だったことが判明している（図1参照）。つまり、先述の波野屋栄蔵のように波戸場町の居住者も幕末には存在するものの、醤油屋のほとんどは柳井津の中心部、本通筋の町の町人なのである。このうち室屋庄兵衛は、金屋町の小田家の分家筋にあたる。また、室屋作十郎も同じく小田家の分家（新宅小田家）であり、文政六〜天保一〇（一八二三〜三九）年の間は柳井津惣年寄役を務めていた。おそらく惣年寄役就任を機に、醤油屋を休業していたのだろう。

このように、I期の一八世紀後半にはいまだ流動的な面を残していた柳井津醤油屋仲間は、II期に入って一九世紀前半には、大店層を中心とする本通筋町人の結合としての性格を強固にしていたと想定される。

### （3）原料の仕入先と仕入量

ここで断片的ではあるが、醤油の原料の仕入先と仕入量について紹

表2 慶応元年における大豆・小麦の仕入先と仕入量

| 名前       | 大豆(石)    | 小麦(石)      | 合計(石)  |
|----------|----------|------------|--------|
| 中屋宗左衛門   | 肥後 38    | 他所地 30     | 98     |
|          | 小計 38    | 小計 60      |        |
| 佐賀屋重五郎   | 肥後 21.3  | 岩国 44.9    | 90.4   |
|          | 豊後 2.2   |            |        |
|          | 田布施 12   |            |        |
|          | 地 10     |            |        |
| 小計 45.5  | 小計 44.9  |            |        |
| 大野屋長左衛門  | 肥後 29.9  | 豊後 6.1     | 88.45  |
|          | 壱州 17.25 | 岩国 5.1     |        |
|          | 大波野 1.1  | 地 23.7     |        |
|          | 矢嶋 4.3   |            |        |
|          | 地 1      |            |        |
| 小計 53.55 | 小計 34.9  |            |        |
| 波野屋友右衛門  | 豊後 17.56 | 嶋原 16.56   | 87.32  |
|          | 肥後 12.11 | (地方) 26.31 |        |
|          | 地 14.78  |            |        |
| 小計 44.45 | 小計 42.87 |            |        |
| 鞆屋伝兵衛    | 入船 40.7  | 入船 42.6    | 83.3   |
|          | 地 22.5   | 地 19.9     |        |
|          | 小計 12.88 | 小計 19.65   |        |
| 波野屋与一郎   | 入船 12.88 | 入船 6.2     | 50.79  |
|          | 地 12.06  | 地 6.2      |        |
|          | 小計 24.94 | 小計 25.85   |        |
| 長谷屋茂兵衛   | 入船 0.49  | 入船 6.2     | 47.69  |
|          | 地 28.5   | 地方 12.5    |        |
|          | 小計 28.99 | 小計 18.7    |        |
| 総計       |          |            | 545.95 |

出典：高田家文書207「醤油原料大豆・小麦買入覚」

介しておきたい。表2は、慶応元（一八六五）年に柳井津の醤油屋それぞれが仕入れた大豆と小麦の仕入先と仕入量を示したものである。<sup>①②</sup>

判明する七軒の醤油屋の総仕入量は五四五石余である。五〇石前後の波野屋与一郎と長谷屋茂兵衛は、この年から醤油屋として確認できる名前であり、残る五軒はいずれも九〇石前後である。一概に断定することはできないが、経営の突出した醤油屋が存在するわけではなく、仲間内は比較的フラットな関係だったことはここからも認められよう。つづいて仕入先については、概ね以下の三種類に分けられる。

① 「地」または「地方」と表記されるもの。これは柳井村をはじめとする、岩国藩領内で柳井津近隣の村々と考えられる。

② 「岩国」と表記される岩国城下周辺の村々。加えて、田布施、大波野、矢島（八島）など、柳井津に程近い萩藩領熊毛郡・大島郡の村々。

③ 肥後、豊後、壱岐、島原など九州の各地。「入船」「他所」とあるものも、大部分は九州から船で運ばれ仕入れたものを指すと思われる。

このうち、①と③で仲間の総仕入量の大半を占めていた。柳井津近隣の村々から原料を仕入れるかたわら、港を介した九州からの仕入にも多くを依存する。こうした二重の関係性が、港町柳井津における醤油醸造業の特質の一端を示すものとして指摘しうるのである。

## 二 醤油口銭

### （一）石懸り口銭

本節では、岩国藩における醤油口銭政策の概要と変遷について、柳井津の史料をもとに見ていく。醤油口銭は、岩国藩領内の醤油屋営業者に課せられた運上銀で、柳井津では安永四（一七七五）年から上納が開始された。史料1は、安永四年に藩から醤油口銭の上納が命じられたことを受け、柳井津醤油屋仲間から藩へ提出された願書である。<sup>①②</sup>

### 【史料1】

乍恐御欺申上候事

今般醤油御口銭被仰付、奉畏候

一当地醤油之儀者、年来他所売専二仕来り候而、直段等茂格別下直二仕、直段相応より者醤油宜故欺、順々繁栄仕、既二上筋より茂追々申参候様二相成、当地賑榮、畢竟場相宜故与奉存候段、偏二御国恩之程難有奉存、産物之廉二茂可相成哉与銘々出情仕度奉存居候、然二当地醤油繁昌仕候段、諸所よりも見及候故欺、於近年二者其所々々同商売数多出来仕候二付、何分他所二売負

ケ不申様ニと銘々相励候而、直段等只様下直ニ売方仕候様ニ相成、銘々産業方之儀茂先々無覚束様ニ奉存候、此段者別紙口上書を以申上候通ニ御座候、今般御口銭被仰付、速ニ御請申上度奉存候得共、右体之參掛リニ御座候ニ付、乍恐御歎奉申上候、何卒御恵を以、醤油仕込方之儀掛形リニ御赦免被仰付被遣候ハ、難有仕合ニ奉存候、依之御国恩為冥加銀子貳貫目、為御馳走毎年差上ケ申度奉存候、誠ニ纒之御儀恐多者奉存候得共、此段被聞召上、願之通御免許被仰付被遣候ハ、難有仕合ニ奉存候、此段宜被仰上可被下候、已上

安永四年未ノ七月廿三日

靱屋伝兵衛(書判)

田原屋茂右衛門(書判)

池田屋新五郎(書判)

室屋庄兵衛(書判)

綿屋清四郎(書判)

大野屋長左衛門(書判)

組頭利兵衛殿

組頭七右衛門殿

組頭八左衛門殿

組頭徳右衛門殿

組頭忠兵衛殿

(奥書省略)

この願書は醤油屋六名の連署となっており、奥書部分は省略したが、組頭から町年寄、惣年寄を通して藩へと提出されている。

史料中 a では、柳井津での醤油商売の繁栄の状況について記されている。柳井津で生産される醤油は専ら「他所売」してきており、値段

も格別に安くし、値段相応よりは醤油の質が良かったため、「上筋」(柳井津より東部の瀬戸内方面)との間でも取引されているという。瀬戸内海沿岸の港町という地の利を生かしつつ、醤油が柳井津の特産品としてすでに成長してきている様子がうかがえる。

しかし b では、近年の難渋の状況について説明されている。柳井津の醤油商売の繁昌を受けて、近年は他所に同商売の者が増えてきたので、柳井津の醤油屋は他所に売り負けないよう値段をひたすら安価にしており、個々の醤油屋の営業は先々覚束ない状態だという。

そのため c で、今般、醤油口銭の上納を命じられたが、「醤油仕込方」はこれまで通りに許可してほしい、これにより(醤油口銭ではなく)「冥加」として毎年銀二貫目を上納したいと願っている。

結果的にこの出願は叶わなかったのだが、それではこの安永四年に藩から命じられた醤油口銭とはどのようなものだったのだろうか。まず、藩が柳井津の醤油屋に対して醤油口銭を賦課した背景に、一八世紀後半の段階における柳井津の醤油醸造業の繁栄があったことは間違いない。そのうえで、後年の仲間の願書(後掲史料 3)によれば、「安永年中御口銭石別懸りニ被仰付、其段奉畏、右高二応シ上納仕候」と述べられている<sup>18)</sup>。つまり、安永四年の醤油口銭は醤油一石あたりに課せられ、醤油屋個々の醸造石高に応じて上納されるものだったのである。そのため、この時期の醤油口銭を「石懸り口銭」と呼んでおこう(Ⅰ期)。さらに、単なる運上銀の賦課にとどまらず、醸造石高を把握していくために、藩の規制は「醤油仕込方」にまで及んでいたことが



わかる。この点も後述する。

このような石懸り口銭の上納命令を受けて柳井津醤油屋仲間は、従来の「醤油仕込方」の継続とともに、仲間として毎年冥加銀二貫目の上納を石懸り口銭の代わりに願い出たのである。この出願の眼目は、定額上納とすることで醤油口銭の負担をできるだけ抑制することになったと推察される。これを藩が許可しなかったのは、やはり醸造石高にに応じて納めさせる石懸り口銭のほうが入収を見込めると判断したからだろう。また、ここで柳井津醤油屋仲間の出願のロジックとなっているのが、他所醤油屋との競合関係である。詳しくは次節で触れるが、これは柳井津の醤油が「他所売専」であることと表裏をなすものであり、その後も藩に対して繰り返し主張していくことになる。

なお安永四年の時点では、藩は柳井津の醤油屋に対して醤油口銭の上納を命じているのであり、ほかに岩国城下でも実施されていた可能性は十分にあるが、まだ領内全体で一律に適用されたものではないことに注意しておきたい。

## (2) 高請口銭とその後の変遷

享和三(一八〇三)年になると、藩の政策転換が行われた。同年の柳井津醤油屋仲間から提出された願書に、「今般御吟味を以御口銭御領内一統高請ニ被仰付、柳井津町之分一ヶ年式貫目と被仰付」とあり、醤油口銭の上納が領内全体で「高請」という形での上納方法となったことがわかる。<sup>19)</sup>これは、醸造石高に応じて上納額が変動する石懸り口

銭に対して、領内の地域を単位にした口銭の定額化を意味しており、ここでは「高請口銭」と呼ぶことにする(Ⅱ期)。柳井津の場合は、仲間全体として毎年銀二貫目の上納が命じられたのである。

ここでの藩の政策転換の背景として、二つのことが想定しうる。一つは、柳井津における醤油醸造石高が減少し、石懸り口銭の上納額も減少してきたことである。おそらくこの時点での柳井津の石懸り口銭の上納額は、総額でも銀二貫目を下回るほどになっていたものと思われる。もう一つは、領内での醤油醸造業の広汎な展開、つまり柳井津以外の領内の村々にも醤油屋が増えはじめ、これらの営業に対する醤油口銭の賦課を意図したことである。そして、この両者に対応し、領内全体から安定的かつ持続的に醤油口銭を収取するために採用されたのが、高請口銭という制度だったのである。

こうして柳井津の醤油屋は、仲間として毎年の高請口銭を納めることとなった。彼らにとっては結果的に、史料1で見た安永四年の冥加銀二貫目の歎願が享和三年になって叶った形になったのだが、これをすぐに受け入れることはできなかった。安永四年時点からすでに見られていた他所との競合関係がさらに激化し、困難な状況にあることを理由に、銀一貫五〇〇目への減額を願い出たのである。この歎願は容易には取り上げられなかったようだが、翌文化元(二年)にも相次いで同様の願書を提出することで、同三年になってようやく願いどおり銀一貫五〇〇目への減額が許可されている。<sup>20)</sup>しかし、これだけで終わらなかつた。さらにその後も文化五年、同七年と口銭減額の歎願を繰り返

表3 天保3～明治4年における醤油口銭上納額の変遷

| 年      | 上納額(匁)   | 当番         | 備考                     |
|--------|----------|------------|------------------------|
| 天保3年分  | 1000.000 | 室屋庄兵衛      |                        |
| 天保4年分  | 1000.000 | 大野屋十介      |                        |
| 天保5年分  | 1000.000 | 富屋久兵衛      |                        |
| 天保6年分  | 1000.000 | 鞆屋伝兵衛      |                        |
| 天保7年分  | 1000.000 | 中屋宗左衛門     |                        |
| 天保8年分  | 1000.000 | 室屋庄兵衛      |                        |
| 天保9年分  | 1000.000 | 大野屋十助      |                        |
| 天保10年分 | 1000.000 | 富屋久兵衛      |                        |
| 天保11年分 | 1000.000 | 鞆屋伝兵衛      |                        |
| 天保12年分 | 1000.000 | 中屋宗左衛門     |                        |
| 天保13年分 | 1000.000 | 室屋庄兵衛      |                        |
| 天保14年分 | 1000.000 | 大野屋十介      |                        |
| 弘化元年分  | 1000.000 | 富屋久兵衛      |                        |
| 弘化2年分  | 1380.000 | 鞆屋伝兵衛      |                        |
| 弘化3年分  | 1380.000 | 中屋惣左衛門     |                        |
| 弘化4年分  | 1417.800 | 室屋庄兵衛      | 増口銭37.8匁<br>(増口銭37.8匁) |
| 嘉永元年分  | 1455.600 | 大野屋長左衛門    |                        |
| 嘉永2年分  | 2465.910 | 佐賀屋伸三郎     |                        |
| 嘉永3年分  | 2761.560 | 波野屋栄藏      |                        |
| 嘉永4年分  | 2886.030 | 鞆屋伝兵衛      |                        |
| 嘉永5年分  | 2973.510 | 中屋宗左衛門     |                        |
| 嘉永6年分  | 3183.300 | 室屋庄兵衛      | 18石増石分半口銭48.6匁         |
| 安政元年分  | 3583.300 | 大野屋長左衛門    |                        |
| 安政2年分  | 3526.200 | 佐賀屋伸三郎     |                        |
| 安政3年分  | 3526.200 | 波野屋栄藏      |                        |
| 安政4年分  | 3526.200 | 鞆屋伝兵衛      |                        |
| 安政5年分  | 3688.200 | 中屋宗左衛門     | 7軒                     |
| 安政6年分  | 3885.300 | 波野屋友右衛門    | 7軒                     |
| 万延元年分  | 3758.860 | 室屋庄兵衛      | 7軒、696.085石            |
| 文久元年分  | 3655.800 | 大野屋長左衛門    | 7軒、677石                |
| 文久2年分  | 3582.745 | 佐賀屋伸三郎     | 663.47135石             |
| 文久3年分  | 3725.850 | 室屋庄兵衛      | 689.9713石              |
| 元治元年分  | 3868.950 | 鞆屋伝兵衛      | 716.47135石             |
| 慶応元年分  | 3871.502 | 佐賀屋重五郎     | 716.47135石、増口銭2.557匁   |
| 慶応2年分  | 3881.544 | 波野屋友右衛門    |                        |
| 慶応3年分  | 3800.545 | 長谷屋房藏(茂兵衛) |                        |
| 明治元年分  | 3800.545 | 大野屋長左衛門    |                        |
| 明治2年分  | 3800.545 | 室屋庄兵衛      |                        |
| 明治3年分  | 4213.365 | 鞆屋伝兵衛      |                        |
| 明治4年分  | 3324.074 | 鞆屋伝兵衛      | 9月分まで                  |

出典：高田家文書204「醤油御口銭通」

返したことで、同八年からは銀一貫目への減額を認められ、これが柳井津の高請口銭の上納額として定着することになったのである。<sup>21)</sup>

このように、享和三年における領内全体での高請口銭の実施に伴い、柳井津醤油屋仲間は享和と文化期にかけて口銭減額を求める歎願を行い、最終的に銀一貫目に落ち着いたわけだが、その後の醤油口銭は、廃止される明治初頭まで、どのような変遷をたどったのだろうか。天保三〜明治四(一八三三〜七二)年まで用いられた、柳井津醤油屋仲間の醤油口銭の通帳が残されている。これに基づいて作成した表3から、この時期の醤油口銭上納の動向を読み取ってみたい。<sup>22)</sup>

第一に、柳井津全体の上納額の変遷についてである。柳井津では弘

化元(一八四四)年まで銀一貫目の高請口銭が継続していた。しかし、弘化二〜三年は一貫三八〇目に増額しており、つづく弘化四〜嘉永元年にはそれぞれ銀三七匁八分の「増口銭」が加えられている。さらに嘉永二年以降は上納額が激増し、明治初頭まで増加傾向にあった。しかもこの時期には、定額の高請口銭ではなく、生産高に応じた石懸り口銭の上納へと再び転換していることが確認できる(Ⅲ期)。

第二に、嘉永二年以降の石懸り口銭についてである。幕末期には通帳に醤油醸造石高が記載されている年があり、ここからは醤油一石につき銀五匁四分で口銭が算出されていることがわかる。この基準は、嘉永六年の「増石」分における口銭からも確認できる。<sup>23)</sup> また、生産高に応じて課される口銭とはいっても、安政二〜四年や慶応三〜明治二年など、同額の上納額が連続する年が存在している。元治元〜慶応元年も、「増口銭」分を除けば醸造石高は同じである。つまり、その年の実際の生産高から厳密に算出したことを必ずしも意味しておらず、個々の醤油屋の醸造石高をあらかじめ設定したうえで上納額が決められ、仲間として取りまとめて納められていたと考えられるのである。こうした方法は、おそらくI期の石懸り口銭においても採用されていたのではないだろうか。

第三に、表中では省略したが、毎年の上納の時期についてである。弘化四年分までを見ると、基本的に翌年一月に口銭を皆納している。しかし、嘉永元年分からはその年の十一月一日頃

に上納するようになってい

やはり嘉永元々二年に醤油口銭政策の一つの画期があったといえよう。

以上から、①岩国藩の醤油口銭上納には、安永四年、享和三年、嘉永元々二年という三つの大きな政策的画期があったこと、②嘉永二年に石懸り口銭に再び転じて以降、上納額が肥大化していく傾向にあったことが明らかとなった。

### (3) 藩領全体の醤油口銭上納

岩国藩の藩政史料には、明治元々二(一八六八)六九(一八六九)年における領内全体の醤油口銭上納の状況がわかる史料が残されている。<sup>23)</sup> 藩政が終焉を迎える直前、したがって醤油口銭上納も廃止される直前の時期である。次にこれを分析し、当時の領内全体における醤油口銭上納の様子と、柳井津の位置を把握しておきたい。

「醤油口銭差引」という表題が付けられたこの史料は、明治元年六月(一八六七)一二月と明治二年一月(一八六七)八月の横帳二冊からなる。領内各地から藩の算用所(藩財政を管轄する役所)の担当役人へ提出された「上げ状」と呼ばれる文書を張り継ぎ、横帳に仕立てたものである。一つ一つの上げ状には、各地の醤油屋の名前と上納額などが記されている。算用所では領内各地から上納された醤油口銭を合算し、最終的に藩の勘定奉行である朝枝久吾・安達弥太郎(就任時期は明治元年五月(一八六七)八月)に提出・報告している。<sup>24)</sup>

明治元年六月(一八六七)一二月の横帳をもとに作成したのが表4である。表にあるように、岩国町や柳井津といった町方のほか、地方では基本的に

組ごとに上げ状が作成され、各町奉行所・代官所から算用所へ提出されている(図4参照)。実際に個々の醤油屋に課された醤油口銭(石懸り口銭)の上納も、このような行政的な区分をもとに各町奉行所・代官所へ納められたと考えられる。ただし、由宇組の場合、醤油口銭自体はすべて由宇組代官所へ納められたようだが、上げ状については組内の各地で個別に作成されている点でほかと異なっている。これらはみな、瀬戸内海に面する浦方などである。また柳井組についていえば、堅ヶ浜村の一村のみで上げ状が作成されていることが確認できる。つまり、柳井津の近隣に位置する組内のほかの村々には、醤油屋は存在していなかったことになるのである。

つづいて、領内各地の上納額などについて見てみよう。表中の上納額は、当該期間の七ヶ月分の醤油口銭である。また、上げ状には基準となる一年間の醤油口銭上納額や醸造石高が記載されているものがあり、ここからは領内で統一的に、醸造石高一石あたり銀五匁四分の割合で醤油口銭上納額が算出されていたことが判明する。そのため、これらも上納額と併記して表に示しておいた。<sup>25)</sup> 一見して、岩国町と柳井津が上納額・醸造石高の点で抜きん出ていることが明らかである。先述の由宇組の浦方や塩業が盛んだった堅ヶ浜村、岩国城下近郊の河内組・藤谷組の村々において、一定の醤油醸造業の展開が認められるものの、岩国町と柳井津をあわせれば領内全体の三分の二を占めるほど、他を圧倒していた。柳井津の上げ状には醤油屋の軒数や個々の内訳は記載されておらず不明だが、図3では前年の慶応三年に八軒が確認で

表4 明治元年6～12月における岩国藩領内の醤油口銭上納額

| 区分       | 軒数 | 上納額(匁)   | 1年あたりの<br>醤油口銭(匁) | 1年あたりの<br>醸造石高(石) |
|----------|----|----------|-------------------|-------------------|
| 岩国町      | 10 | 2321.713 | 4309.200          | 798.000           |
| 今津町      | 1  | 34.650   | 59.400            | 11.000            |
| 柳井津      | 不明 | 2216.985 | 3800.545          | 703.805           |
| 河内組      | 3  | 129.150  | 221.400           | 41.000            |
| 藤谷組      | 6  | 451.321  | 773.473           | 143.236           |
| 坂上組      | 1  | 85.050   | 145.800           | 27.000            |
| 玖珂組      | 3  | 172.416  | 295.570           | 54.735            |
| 由宇組・藤生村  | 1  | 12.600   | 21.600            | 4.000             |
| 由宇組・黒磯浦  | 1  | 22.624   | 45.248            | 8.379             |
| 由宇組・通津浦  | 2  | 182.700  | 313.200           | 58.000            |
| 由宇組・由宇市  | 2  | 296.100  | 507.600           | 94.000            |
| 由宇組・大島浦  | 5  | 554.400  | 950.400           | 176.000           |
| 柳井組・壺ヶ浜村 | 不明 | 208.812  | 357.963           | 66.289            |
| (不明)     | 1  | 4.443    | 7.623             | 1.412             |
| 計        |    | 6692.964 | 11809.022         | 2186.856          |

出典：吉川家寄贈資料目録・藩政史料Ⅰ-1090「醤油口銭差引」(岩国徴古館所蔵)



図4 岩国藩における地方支配の組分け

〔岩国市史 上〕(1970)242頁掲載図を加工

き、軒数の点でも岩国域下に次いで柳井津が多かったことがわかる。<sup>(28)</sup>

このように、柳井津の醤油醸造業は明治初頭の段階でも、規模のうえで藩領内において中心的な位置を占めていたことは疑いない。そして、岩国町が城下町の消費需要に支えられていたと考えられるのに対し、港町の柳井津では都市内部や近隣の村々での消費に加え、港を介した遠方との商取引に依拠していたことが予想されるのである。

### 三 仲間と地域市場の実態

藤重豊氏はかつて、二節で検討したような醤油口銭上納の変遷の概略を見たうえで、柳井津の醤油醸造業の歴史的展開と直接に結びつけ、安永期前後の生産拡大、享和と天保期の生産減少(停滞期)、弘化期以

としての性格を強めていったと考えられるからである。そこでキーポイントとなるのが、①高請口銭上納が実施された享和三年前後の醤油屋仲間のあり方とその変化、そして②藤重氏が享和と天保期を停滞期と結論づけた根拠にもなっている他所醤油屋との競合関係、この二点である。本節ではこれらを主要な論点としつつ、仲間の展開に即して柳井津での醤油取引と地域市場の実態を考察する。

#### (1) 安永四年の口上書

柳井津で醤油口銭上納が開始された安永四年、前掲の史料1とともに、前文と八ヶ条からなる口上書が柳井津醤油屋仲間から藩へ提出さ

降の生産再拡大(繁栄期)、という三段階に整理した。<sup>(29)</sup> 時期的には、本稿で言うⅠとⅢ期に概ね相当する。しかしながら、たしかに上納額のうちではⅡ期は減少しており、Ⅲ期は急激に増加に転じているわけだが、果たしてⅡ期の高請口銭上納の時期を柳井津の醤油醸造業にとって停滞期と呼ぶことができるのかどうか、詳しく検証する必要がある。なぜなら、

一節で述べたように、柳井津醤油屋仲間はこの時期にこそ大店層の結合

れている(史料2)。その内容から一八世紀後半の様相を検討しよう。

【史料2】

口上書

穀壺石ニ付醬油一石八斗垂之儀被仰付、其旨奉畏候、然ニ当地醬油之儀者、元来色相随分濃ク候様、所々之買人好申候故、煮清シ仕候ニ茂釜ニ入至極煮詰候故減り強、底ニ濁滯等御座候而、彼是式割程減り申候故、水升壺石八斗御座候而茂、清シ上ケ候得ハ正味升壺石四斗四五升位ニ相成申儀ニ御座候

一当地醬油出来宜直段下直成儀、風聞仕来り候故、只様捌口宜相成、只今ニ而ハ熊毛在方・八代嶋近辺者不及申ニ、予州地・広嶋辺瀬戸内迄茂及聞、追々醬油買方ニ罷越、弥増繁昌仕候、然ニ先年者同商売茂無数御座候ニ付、現錢を以売方仕候故、売掛等茂不仕候、至近年ニ候而ハ、平生・波野・田布施・室積・嶋田・高森・上之関・室津其外諸所ニ同商売沢山ニ出来仕候故、他所ニ売負ケ不申様ニと利潤ニ茂不拘糶売之様ニ相成、代錢之儀茂只様掛売仕候様ニ相成来り申候、近郷其所々々ニ醬油屋数多出来仕候得共、私共醬油仕込性相宜仕、殊ニ売掛等余分敷ニ仕居候故、不相替当地へ参来り申候、近年ニ而者諸色高直ニ相成、別而手元不算用ニ御座候故、醬油直段も少々宛ハ高直ニ仕度奉存候得共、諸所ニ同商売之族沢山ニ御座候故、其儀茂相成兼候而、私共難澁之段、乍恐御賢慮之程可被遣候

一醬油樽詰之儀、大樽三斗式升入レ申候而三斗ニして相渡シ申候処、唯今ニ而ハ三斗四五升方六七升位迄入候樽へ詰候而三斗ニして相渡シ申候、小樽之分茂夫ニ順シ相応升入仕候  
一喰醬油与申候而、買主船頭等五升入・三升入或者一升入等之樽へ詰遣り候、舸子等迄も相応ニ其会釈仕事ニ御座候、ケ様之儀前度一向無之事ニ御座候へ共、近年ニ至り候而ハ自他共ニ同商

売敷多ニ相成候故、無抛右体之趣ニ御座候

一所々江売方仕候醬油詰樽津出シ之中仕、猶明樽持参仕候揚ケ中仕、其外船賃等迄茂私共より仕出シ仕趣ニ御座候、是以前々者無之事ニ御座候得共脇筋醬油屋沢山ニ相成候故、買人より色々自由ニ取計申事ニ御座候得共脇筋ニ売負ケ申間敷与奉存候故、右体之参掛り御座候

一醬油買方仕候人柄へ樽貸シ方仕候所、右之樽手元へ廻り兼、紛失等仕候故、年々拵増多御座候而、臨時之損失仕儀ニ御座候

一塩之儀、現升四斗式升位之入ニ而俵別三四匁位之直段ニ御座候所、近年ニ而ハ弥增高直ニ相成、唯今七八匁位之直段ニ而御座候

一薪之儀、前々与違、近年ニ而ハ殊之外高直ニ相成申候

一醬油仕込方ニ召仕ひ候漉酌日雇之輩、給銀高ク相成、且醬油持運ひ之中仕等迄賃金増候而、彼是雜作人強御座候  
(安永四年  
未ノ七月廿三日)

大の屋長左衛門

わた屋清四郎

むろ屋庄兵衛

いけた屋新五郎

たはら屋茂右衛門

とも屋伝兵衛

まず冒頭の前文では、原料の大豆・小麦あわせて一石につき醬油一石八斗を製造するように、藩から命じられたことがわかる。これは、前述した石懸り口銭上納のための「醬油仕込方」に関する規制を指すものと考えられる。これに対して柳井津醬油屋仲間、柳井津の醬油はよく煮詰めるので二割ほど減り、最終的には一石四斗四、五升にな

ると述べている。つまり、柳井津の醤油醸造工程の特質から、藩の命令通りにはできないと説明しているのである。安永四年時点ですでに、柳井津独特の「甘露醤油」の製法が仲間間で確立していることをうかがうことができよう。

これに続く八ヶ条は全体として、石懸り口銭ではなく銀二貫目の冥加銀を上納したいという史料1の歎願を補完する内容となっており、柳井津醤油屋の苦しい経営状況が縷々説明されている。

このなかでとくに注目されるのは、他所醤油屋との競合関係について触れている一条目である。内容を見ると、①柳井津の醤油は品質が良く値段が安いため、近辺の萩藩領熊毛郡の在方や同大島郡屋代島近辺のほか、伊予国や安芸国広島周辺からも醤油を買いに来るようになり、繁昌してきた、②近年は平生・波野などの村々（いずれも萩藩領熊毛郡）を中心に醤油屋が増えたため、他所に売り負けないようさらに値段を引き下げ、掛売も始めた、③「諸色高直」でもあるため値上げしたいが、それでもできず難渋している、というのである。ここからは、萩藩領をはじめとして予州・芸州まで柳井津の商圈が広がっていることに加え、とくに柳井津と地続きにある萩藩領熊毛郡の村々との間で競合が起こっていることがわかる（図2参照）。ただし、難渋の要因としてかかる競合関係が主張されているにもかかわらず、品質の良さと掛売により相変わらず客は柳井津へ醤油を買いに来ている、と述べていることにも留意する必要がある。

一条目を受けて二〜四条目は、柳井津醤油屋仲間が他所に売り負け

ないよう工夫してきている営業内容が説明されている。すなわち、二条目は醤油の樽詰のサービス、三条目は船頭・舳子らに対する「喰醤油」のサービス、四条目は港湾労働者である「津出シ之中仕」「揚ケ中仕」の賃金や船賃の負担についてである。また五〜八条目は、権の損失や塩・薪の高値、日雇労働者の給銀や中仕の賃金といった負担も近年は増大していることが述べられている。

これらの負担によって難渋しているという仲間の主張がどれほど実態を伴ったものだったのかは、別途検討を要するが、むしろこの願書の内容から、一八世紀後半には、営業のあり方を共有する柳井津醤油屋仲間としての実質的な結びつきが形成されていたと考えられることが重要である。そして、この仲間の結びつきは、他所醤油屋との競合関係とも重なりあいながら進展してきたと言えよう。

## （2）享和三年の高請口銭減額願

それでは、醤油口銭が石懸り口銭から高請口銭へと変更された、享和三年頃の醤油取引の様子はどのようなものだったのだろうか。今一度、享和三年の高請口銭減額願について見てみよう。<sup>①</sup>

この長文の願書は、前半部分で柳井津の醤油取引の状況と他所醤油屋との競合関係について詳述している。その内容は次の通りである。

①安永四年に醤油口銭（石懸り口銭）の上納を命じられたとき、柳井津の醤油商売は繁昌していた。領内は言うまでもなく、萩藩領の大島郡一円や熊毛郡の村々はすべて「当津之売場」だった。その

ため、醤油口銭も多く納めることができた。しかし、諸方に同商売の者が増えてきたことで、柳井津の醤油商売は次第に衰え、現在は誠にわずかである。この二、三〇年で、領内から他領にかけておよそ三〇軒も醤油屋ができた。

②とくに隣村の萩藩領遠崎浦では、醤油屋が大島郡屋代島に売渡す注文書に、たとえば「醤油五升、代何程、此内升別何文宛引」と記している。これは柳井津の醤油口銭の分だけ割り引いて売ると言わんばかりの仕方である。柳井津も得意先を手放さないようにいろいろと工夫しているが、次第に得意先は乏しくなってきた。

現在は屋代島の浦々に懇意の得意先が少々残り、取引している。地続きの他領在方（萩藩領熊毛郡）への小売はわずかである。

③岩国城下周辺との取引は、以前は毎月五〜七艘も船で積み廻りに来ていたが、現在は一向に来なくなつた。岩国町に一人だけ柳井津の醤油を取り寄せて売り捌いているが、これも年に五〜七度ばかり積み送っているのみである。

④そのほかに、芸州西部の玖波・小方・廿日市周辺へ積み出して売り捌いているが、これらも掛売または代物替えの取引で、少しずつ売損が発生している。往來の日数がかかることもあり、臨時の費用が多く難渋している。

⑤積み出しの醤油取引のなかで、屋代島浦々の得意先との取引には相応の稼ぎがある。この島にも小松・久賀・安下庄などに醤油屋が存在するが、相変わらず柳井津へ注文があるのは、柳井津の醬

油の品質の良さと樽詰のサービスマネジメントのことである。

高請口銭の減額を求める願書という史料の性格から、誇張が少なからず含まれているものと思われ、すべて額面通りに受け取ることはできないが、当時の醤油取引の概要を読み取ることは可能だろう。

第一に、それまでの柳井津の商圏のうち、萩藩領熊毛郡と領内の岩国城下周辺への取引が減少していることである。これはひとえに同商売の競合による結果と考えられる。前節で見たように、藩が石懸り口銭から高請口銭への政策変更を踏み切ったのも、他所醤油屋との競合関係によって柳井津の上納額が減少してきたためだったのである。

第二に、萩藩領大島郡や芸州西部に対する港からの積み出しによる取引が、柳井津の醤油取引において重要な位置を占めるようになっていたことである。とくに、大島郡屋代島の浦々には懇意の得意先との取引関係があり、萩藩領遠崎浦の醤油屋を競合相手として強く意識していたことから、その重要性をうかがうことができよう。

このほかに、史料の後半部分では、「御領内数々之醤油屋いづれ茂平等之御口銭懸り二而御座候得共、外々之分者他領積出シ等者稀二而、多分者方角在々江之小売第一二御座候、柳井之儀者地廻り在々江之小売者纒之儀二而、他所売第一之儀二御座候而、不勘合之廉々多ク甚差問難渋仕候」と、港町で築きあげられてきた柳井津特有の取引のあり方が強調されている。まさに、他所醤油屋との競合関係と「他所売第一」の商売が表裏一体となつて、歎願を藩に認めさせるための主要なロジックとなつているのである。

以上を小括すれば、安永四年の石懸り口銭上納の実施以降、一八世紀末〜一九世紀初頭にかけて柳井津の醤油醸造業の規模は、たしかに「停滞」状況にあった。そのことは、享和三年の高請口銭への政策変更と、同年から文化七年に至る高請口銭の減額に表れている。その要因は、地続きの萩藩領熊毛郡を中心とした、他所醤油屋との競合関係のさらなる激化にあった。そのなかで、港からの積み出しによる他領との取引が比重を増していくこととなる。とりわけ萩藩領大島郡は、当時の柳井津の醤油醸造業を支える重要な取引先だったのである。

### (3) 高請口銭上納と仲間

ところで、文化五年・同七年の高請口銭減額を求める願書では、他所醤油屋との競合関係とともに、柳井津や柳井津近隣の村々での「手醤油」(自家製の醤油)の流行によって、醤油屋の営業が圧迫されていることを新たに主張している。<sup>32)</sup> 本節はここまで他領との関係を中心にかがってきたが、高請口銭上納の時期において、柳井津近辺での実際の醤油流通のあり方はどのようなものだったのだろうか。また、高請口銭の上納はその後の柳井津醤油屋仲間にとってどのような意味をもっていたのだろうか。いくつかの事例をもとに考察していきたい。

次の史料3は、文政八(一八二五)年六月に柳井津醤油屋仲間が藩へ提出した願書である。<sup>33)</sup>

#### 【史料3】

御歎申上候事

当津<sup>34)</sup>醤油之儀者、根元之場相ニ而外方と違イ出来立宜敷候故歎、御領内ハ不及申、広嶋領浦々嶋々・大嶋郡一円・室津・上関・熊毛在々・下松辺迄茂柳井醤油と号繁昌仕、石数茂余分相捌申候ニ付、安永年中御口銭石別懸りニ被仰付、其段奉畏、右高二応シ上納仕候、然所其後御本家領者不及申、其余他御領之近辺新醤油屋数多出来仕候而、私共商売向大に相衰申候ニ付、右御口銭之儀茂追々相減シ、誠少分ニ相成申候、右体ニ形行候向者、御上之御引当ニ茂難被為成と御座候而、享和三亥年私共六軒へ高請ニして銀式貫目之辻上納仕候様被仰付候処、商売不景氣之時節柄ニ御座候へハ、余分之御上納銀引請候而者取続之段無覚束奉存、醤油屋中打寄り申談仕候処、以来六軒之高請ニ相成候時者、仲間中穀類之買廻シ等茂弁利宜敷、猶又醤油売方之儀も一統申談、格別ニ引詰商売向互ニ出精致シ候時者追々繁昌ニ可相成哉ニ候得者、先々無恙御上納可相成と奉存候、依之為御国恩御請申上御上納仕候所、(中略)此度在部江ノ浦より醤油屋商売仕度段願出仕候由、承り申候、万一右願之通御免被仰付候時者、私共年来完敷之得意先茂自然と遠さかり、掛方等も捨りニ相成候様形行、猶在方ニ而味噌醤油買得相成候時ハ市中江之出人も次第ニ相減シ、難波眼前之儀ニ御座候、其上前文ニ申上候通り、此已前六軒江高請ニ被仰付候事ニ御座候得者、時ニより休ミ醤油屋御座候而茂、私共より壱貫目之辻數年来無恙御口銭御上納仕、猶家ニ例年之店銀等も差上来り候得者、彼是被為聞召分、在部ニ而茂新規之醤油屋御免之儀、乍恐御用捨成被遣候様御歎申上候、此段宜敷御取持被仰上可被下候、以上

文政八年  
西六月

富屋久兵衛

大野屋長左衛門



室屋庄兵衛

中屋宗左衛門

頼屋伝兵衛

嶋屋勘兵衛殿

柏屋金助殿

貞屋源藏殿

大谷屋政十郎殿

嶋屋栄藏殿

(奥書省略)

この願い出の趣旨は史料中bに記されている。すなわち、柳井村内の江ノ浦において新たに醤油商売を始めようと願い出る者が現れたことを受けて、これが認められれば柳井津の醤油屋は難渋することになるため、新規の醤油屋の営業を許可しないでほしいと藩に願っている。ここからは、当時の柳井津醤油屋仲間にとって、領内の柳井津近隣の村々への取引関係が依然として重要な位置を占めており、彼らの営業を脅かす新規の醤油屋を排除しようとする姿勢がうかがえる。

このような主張の根拠となっているものこそ、史料冒頭のaから中略部分にかけて詳細にこれまでの経緯が説明されている、柳井津醤油屋仲間がこれまで藩に上納してきた醤油口銭にはかならない。とりわけ史料中二ヶ所の傍線部にあるように、享和三年からの高請口銭は柳井津醤油屋仲間六軒の「高請」なのであり、この六軒が藩から正式に許可された醤油屋であるという意識が、新規醤油屋の排除の論理へと結びついていることがわかる。また、高請口銭を上納することになっ

たことで、原料となる穀類の調達や醤油の販売について仲間内で取り決めを行ったこともあわせて主張されている。つまり、仲間として毎年定額を納める高請口銭という制度が、結果として柳井津醤油屋仲間の排他的で強固な結合を惹起することになったのである。第一節で確認した高請口銭上納の時期における仲間構成員六軒(休業者を含む)の固定は、このような仲間のあり方に規定されたものだったと言える。またしたがって、新規に仲間へ加入するためには、先述の波野屋栄藏の場合のように、休業者の「醤油職譲請」けるといった特殊な条件が必要だったと考えられるのである。

なお、この文政八年の願い出がその後どのようなものかは不明だが、前述の明治初頭の状況からすれば、柳井津近隣の村々で醤油醸造業が発達することはほとんどなかったとみてよからう。

この三年後の文政一一(一八二八)年一一月、再び柳井津での醤油流通をめぐって願書が提出されている。それが史料4である。<sup>34)</sup>

## 【史料4】

御歎申上候事

私共多年醤油商売仕来申候所、(中略)然ル処近来瀬戸内辺江相通ひ候小商人之内、他領醤油積戻り、土産進物杯と号して密ニ売方仕、猶又此節平生・高森辺ニ新醤油屋出来仕候て、日々馬運ひニして当所町其余古開作土手辺迄も相進メ売方仕儀ニ御座候、素リ当津醤油之儀ハ、御口銭高請ニ被仰付、御上納仕来候付て、是迄他所醤油入津之儀ハ強て無之儀ニ候得共、近頃心得違之者御座候て、聊利欲ニ迷ひ、右体我假之取扱ひ仕候儀ニ御座候、ケ様之儀

追々増長仕候時ハ一統商売之乱リニ相成、私共之滅亡眼前之儀ニ御座候て、甚以歎ケ敷奉存候、何卒御慈悲ヲ以右他領醤油撰ニ入津不仕候様、御物筋より御差留メ被仰付可被遣候ハ、難有仕合ニ奉存候、此段偏ニ御歎奉申上候、以上

子十一月廿六日

富屋久兵衛  
大野屋長左衛門  
室屋庄兵衛  
中屋宗左衛門  
柳屋伝兵衛

組頭嶋屋勘兵衛殿

〳 柏屋金助殿

〳 平野屋四郎兵衛殿

〳 泉屋介十郎殿

〳 嶋屋栄蔵殿

ここで問題視されているのは、柳井津へ他領の醤油が流入してきているという新たな事態である。具体的には、①瀬戸内へ商いに通う柳井津の小商人が他領の醤油を積み戻り、密かに小売していること、②他領（平生・高森）の醤油屋が馬運びで柳井津や隣接する古開作村土手筋まで来て、醤油を小売していることを挙げ、こうした他領の醤油の流入を禁止してほしいと願っている。そして、ここでも願ひ出の根拠は柳井津醤油屋仲間が高請口銭を上納してきたことであり、六軒からなる仲間によって、領内の柳井津近辺における醤油流通の排他的独占を実現する論理として掲げられたのである。藩はこの願ひ出を認め、柳井津町奉行を通じて「右体不埒之醤油買得いたし候段、甚以不可然候へハ、

向後左様之儀無之様」との触を柳井津で出している。<sup>55</sup>柳井津の「他所売第一」の醤油取引は、小商人の活動さえも排除した地元での流通独占という基礎構造の上に成り立っていたと言えよう。

このように、享和三年からの高請口銭上納は、柳井津醤油屋仲間六軒の特権化とその結合の強化を押し進める結果をもたらした。とりわけ銀一貫目への減額を許可された文化八年以降、こうした動向に拍車がかかったものと考えられる。さらにこれは、個々の醤油屋が本店として成長し定着していくことも連動していたのである。

### おわりに

以上、本稿では柳井津醤油屋仲間の歴史的展開と、彼らが中核となつて形成された地域市場の様相について、やや煩雑な論証過程を通して見てきた。史料的な制約も多く、推定を交えながらではあるが、最後にあらためて全体をまとめて締めくくりたい。

①柳井津の醤油醸造業がどのような形で成立したのかは具体的な史料が乏しく明らかにできなかったが、一八世紀後半の段階で後に「甘露醤油」（再仕込み醤油）と呼ばれる柳井津の醤油ブランドが確立していたことはたしかである。柳井津の都市内部や領内の近隣農村、萩藩領熊毛郡・大島郡や芸州・予州へと、藩領を跨いで広がる局地的な地域市場が形成されていた。同時にこれは、営業のあり方を共有し、また互いに規制しあう、柳井津醤油屋仲間としての自生的で実質的な結合が形成されていたことをも意味している。こうしたなかで、岩国藩

は柳井津の醤油醸造業に目をつけ、醤油口銭を賦課することになる。

②安永四年に藩が柳井津の醤油屋に課した醤油口銭は、醤油屋個々の醸造石高に応じたものだった(石懸り口銭)。しかし、藩領の枠組みのなかで実施された政策と藩領を越えた地域市場の実態とのズレは、柳井津醤油屋仲間が予期していたとおりの事態を生んだ。柳井津の商圏のうち、とくに地続きの萩藩領熊毛郡の醤油屋らとの競合関係が激化することになり、柳井津の醤油醸造業は一八世紀末から一九世紀初頭にかけて停滞状況に陥ったのである。醤油口銭の上納額も安永四年当初より減少したものと思われる。この間、柳井津の醤油取引は、次第に萩藩領大島郡や芸州などへの積み出しによる取引が重要性を増していくこととなった。

③享和三年、岩国藩は醤油口銭政策を見直し、領内全域を対象として各地の醤油屋から毎年一定額の醤油口銭を上納させるとし(高請口銭)、柳井津では銀二貫目の上納が命じられた。安永四年に銀二貫目の冥加銀上納を願っていた柳井津醤油屋仲間だったが、享和三年時点では高請口銭の減額を願うほかに、度重なる歎願によって文化八年には銀一貫目まで減額されることとなった。しかしながら、この高請口銭の上納は、柳井津醤油屋仲間にとって、営業の公認と流通独占の論理となすことで、停滞状況から脱し、特権的な大店層の仲間として成熟していく重要な画期となったのである。

④文政期以後、柳井津醤油屋仲間は、近隣農村における新規醤油屋の出現と他所醤油の柳井津への流入を排除することで、独占的な醤油

取引の地盤を固め、地域市場の中核的な存在としての地位を確固たるものとした。そこでの取引関係は、地元での小売とともに、遠方への積み出しによる取引という二重構造からなり、ここに港町の特質を活かした柳井津の醤油醸造業の到達点を見ることができるといえる。嘉永二年に再び石懸り口銭へと政策変更されて以後も、その繁栄は維持された。かくして柳井津醤油屋仲間は、周辺社会をもその膝下に置く社会的権力として展開し、柳井津の経済発展を主導していったのである。

#### 【註】

- (1) 町制が敷かれ町奉行が支配したのは岩国城下と柳井津の二ヶ所で、藩の船手組役所が置かれた今津町は岩国町奉行の支配下にあった。地方の柳井組は柳井村・新庄村・余田村・古開作村・堅ヶ浜村の五ヶ村から構成された(以上、「岩国市史上」一九七〇)。
- (2) 『柳井市史 通史編』(一九八四)、「柳井市史 総論編」(一九八八)。
- (3) 拙稿「近世柳井津の油屋仲間の構造と流通」(塚田孝編『身分的周縁の比較史』、清文堂、二〇一〇)。
- (4) 高田博弥氏所蔵。高田家文書の目録は「山口県内所在史料目録 第18集」(山口県文書館、一九九二)を参照のこと。
- (5) 註2『柳井市史 通史編』。なお「甘露醤油」の名前の由来は、天明期(または寛政期)に岩国藩主へ柳井津の醤油を献上したところ、「甘露々々」と称賛されたことによる、とも伝えられる。
- (6) 藤重豊「近世、柳井の醤油醸造業の展開」(『山口県地方史研究』八三、二〇〇〇)。
- (7) 長谷川彰「近世特産物流通史論」(柏書房、一九九三)、同「醤油醸造業史研究の新たな動向について」(林玲子・天野雅敏編『東と西の醤油史』吉川弘文館、一九九九)に詳しい。

- (8) 高田家文書二〇六「覚(醤油職開業同意願)」。厳密には、醤油屋仲間への加入に際して、波野屋栄蔵が「御口銭御上納」と「仲間中縮り合」を守ることを仲間に対し誓約した証文である。
- (9) 同じ屋号をもつ波野屋与一郎については、文化元(一八〇四)年、摂津国灘目の水車油稼ぎ人たちが柳井津油屋仲間の不正な油稼ぎを大坂町奉行所へ訴え出た際、「諸荷物問屋職」である波戸場町の波野屋与一郎も一件の関係者として訴えられる(註3拙稿)。どのような経緯で幕末に醤油屋として名前を連ねることになったのかはわからないが、波野屋栄蔵とは異なる家とみられる。
- (10) 高田家文書一九三「誓(醤油醸造秘伝秘密保持誓詞連署)」。
- (11) 高田家文書七三「宮本組田畑証文控」、同七四「春定小作帳手覚」など。
- (12) 高田家文書一「高田姓系図」に五代目伝兵衛が町年寄を務めていたとの記載がある。また、同二三「控帳」・同三六「願書并諸控」は、七代目民之助と八代目松太郎の町年寄役中の記録である。
- (13) 註2「柳井市史通史編」。
- (14) 高田家文書二〇「貸家仕出し控」。
- (15) 拙稿「近世柳井津の町の構造と都市社会」(『都市文化研究』一〇、二〇〇八)。
- (16) 当時の醤油屋八軒のうち室屋庄兵衛の記録はなく、確認できない。
- (17) 高田家文書一八六「乍恐御歎申上候事(醤油御口銭直下願)」。
- (18) 高田家文書二〇〇「御歎申上候事(新規醤油屋開業差留願)」。
- (19) 高田家文書一九〇「御歎申上候事覚(柳井醤油御口銭高引下ゲ)」。
- (20) 高田家文書一九一「御歎申上候覚(柳井醤油御口銭高引下ゲ)」、同一九二「柳井津醤油御口銭追加納写」。
- (21) 高田家文書一九五「御歎申上候覚(柳井醤油御口銭高引下ゲ)」、同一九六「御歎申上候事(柳井醤油御口銭高減少願)」、同一九七「醤油御口銭減少願ひかえ」。
- (22) 高田家文書二〇四「醤油御口銭通」。表中の当番とは、醤油口銭を取りまとめる担当者で、醤油屋が毎年の廻り当番を務めていたが、新規加入などで順番が前後することもあったようである。
- (23) この「増石」については、「右去九月拾八石増石二付、御口銭半減ニノ肩書員数十二月十一日上納相済」と記されており、基準となる口銭(醤油一石につき銀五匁四分)の半額として銀四八匁六分が計上されている。
- (24) 吉川家寄贈資料目録・藩政史料I—一〇九〇「醤油口銭差引」(岩国徴古館所蔵)。
- (25) 岩国藩の機構については、註1「岩国市史上」を参照のこと。
- (26) 岩国藩の地方支配は、藤谷・河内・玖珂・由宇・柳井の五組に編成され代官が置かれていた。坂上組は元治元(一八六四)年に藤谷組から分立した組である(註1「岩国市史上」)。
- (27) 先述の柳井津の場合と同様に、各地における年間の醸造石高は、実際の生産高ではなく、あらかじめ設定されていたものと想定される。明治元年と明治二年の醸造石高を比較したとき、前年の醸造石高をそのまま踏襲している場合がほとんどだからである。
- (28) 柳井津の上げ状には、醤油屋の内訳などの代わりに「池田林兵衛存」と記されている。醤油屋ごとに設定された醸造石高と醤油口銭は、当時の柳井津惣年寄の池田林兵衛のところで把握されていたようである。
- (29) 註6藤重豊論文。
- (30) 高田家文書一八七「口上覚(醤油御口銭直下願)」。
- (31) 註19高田家文書一九〇。
- (32) 高田家文書一九五「御歎申上候覚(柳井醤油御口銭高引下ゲ)」。
- (33) 前掲註18高田家文書二〇〇。
- (34) 高田家文書二〇一「御歎申上候事(他領醤油売差留願)ひかえ」。
- (35) 高田家文書二〇三「醤油他所売注意の回章」。内容は明らかに他所醤油を柳井津で売買することを禁じた触であり、この表題は誤っている。  
(福井県立歴史博物館)